

大規模災害発生時における 緊急給油の考え方

平成26年1月

茨 城 県
茨城県石油業協同組合

| | | |
|-------------|-----------------------------|----|
| 1 | 目的 | 1 |
| 2 | 東日本大震災時の課題 | 1 |
| 3 | 本県の燃料対策方針 | 1 |
| 4 | 平常時における燃料対策 | 1 |
| | (1) 連絡体制の整備 | 1 |
| | (2) 災害応急対策車両への燃料供給体制の整備 | 1 |
| | (3) 重要施設への燃料供給体制の整備 | 3 |
| | (4) 県民への普及啓発 | 4 |
| 5 | 災害時における燃料対策 | 4 |
| | (1) 連絡体制の確保 | 4 |
| | (2) 災害応急対策車両への燃料供給 | 4 |
| | (3) 重要施設への燃料供給 | 6 |
| | (4) 県民への広報 | 6 |
| 【様式】 | | |
| | (様式1) 災害応急対策車両指定の報告様式 | 7 |
| | (様式2) 災害応急対策車両ステッカー(第1順位)様式 | 9 |
| | (様式3) 災害応急対策車両ステッカー(第2順位)様式 | 9 |
| | (様式4) 施設情報調査票様式 | 10 |
| | (様式5) 災害時緊急給油票様式 | 22 |
| | (様式6) 災害時緊急給油票発行記録簿様式 | 24 |

1 目的

東日本大震災における燃料供給の混乱を踏まえ、大規模災害発生時に燃料供給がひっ迫した中で、県民の生命の維持、ライフラインの迅速な復旧等を図るために必要な車両及び施設への燃料供給が確保できるよう、「茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）第2章第3節第6及び第3章第4節第7」及び茨城県石油業協同組合（以下「県石油業協同組合」という。）と締結した「災害時支援協力に関する協定」に基づき、災害応急対策車両及び重要施設の定義、運用方法等、大規模災害発生時における緊急給油の考え方について定める。

2 東日本大震災時の課題

- (1) 油槽所の被災やタンクローリー等の不足に伴う燃料供給不足
- (2) 一般県民が給油のために給油所周辺道路上に車列をなし、混乱も発生
- (3) 県、市町村等との連絡体制の不備による、情報不足
- (4) 専用・優先給油所の混乱
 - ・ 給油所の未指定
 - ・ 専用・優先給油所で給油可能な車両の未指定
 - ・ 県民への説明不足

3 本県の燃料対策方針

- (1) 最長1週間で燃料供給の正常化を図ることができるよう、国に対し対応を要請する。
- (2) 市町村、県石油業協同組合との連携方法等を確立する。
- (3) 県民の生命の維持、ライフラインの迅速な復旧等を図るために必要な車両や施設を明確化し、優先的に燃料を供給する。
- (4) 平常時から大規模災害発生時における燃料に関する啓発等を行い、混乱防止を図る。

4 平常時における燃料対策

- (1) 連絡体制の整備
 - ・ 県、市町村及び県石油業協同組合は、連絡先及び連絡手段について相互に確認するなど、休日・夜間を含め、大規模災害発生に備えた連絡体制の構築を図る。
 - ・ 県、市町村及び県石油業協同組合は、大規模災害の発生を想定して、通信・連絡の訓練を実施する。
- (2) 災害応急対策車両への燃料供給体制の整備

ア 災害応急対策車両の定義

災害応急対策車両とは、大規模災害発生時に、県民の生命の維持、ライフラインの迅速な復旧等を図るために必要な次の車両とし、優先順位をつける。

(ア) 第1順位（大規模災害発生直後から優先供給対象）

- ① 道路、河川、港湾等の応急復旧を行うため必要な車両
- ② パトカー、救急車等赤色灯付の車両（道路交通法第39条及び同施行令第13条に定める緊急車両に限る。）
- ③ 電気、ガス、通信、上下水道等ライフラインの応急復旧を行うため必要な車両
- ④ 医療機関の車両（当該医療機関名の表示があるものに限る。）
- ⑤ 県及び市町村（又は一部事務組合）が災害応急対策を行うため必要な公用車（給水車、ごみ収集車等を含む。）
- ⑥ その他、行政機関の依頼に基づき、支援物資等の運搬など災害応急対策を行うため必要な車両

(イ) 第2順位（大規模災害発生後概ね4日目以降優先供給対象）

- ① 訪問看護・訪問介護・訪問薬剤指導を実施するため必要な車両
 - ② 薬剤等を医療機関に運搬するため必要な車両
- ※ ただし、上記に該当する場合においても、個人所有の車両は除く。

イ 災害応急対策車両の指定・責務

- ・ 県、市町村、指定（地方）公共機関及び医療機関等（以下「災害応急対策車両指定者」という。）は、大規模災害の発生に備え、あらかじめ4（2）ア（ア）及び（イ）に掲げる車両を災害応急対策車両として指定する。
- ・ 災害応急対策車両指定者は、災害応急対策車両を指定したときは、「災害応急対策車両指定の報告様式」（様式1）を県知事に提出し、県知事は、同様式を取りまとめ、県石油業協同組合へ報告する。
- ・ 災害応急対策車両指定者は、優先順位別に、第1順位の車両には「災害応急対策車両ステッカー（第1順位）」（様式2）を、第2順位の車両には「災害応急対策車両ステッカー（第2順位）」（様式3）を作成し、備えておく。ただし、4（2）ア（ア）②で定める赤色灯付の車両については、ステッカーの作成等は必要ないものとする。
- ・ 災害応急対策車両指定者又は使用者は、平常時から、災害応急対策車両の燃料を満量近く給油しておくものとする。
- ・ 県以外の災害応急対策車両指定者は、平常時から大規模災害時に備えた独自の燃料確保の対策を検討し、実施することとする。

ウ 災害応急対策車両専用・優先給油所の定義

- ・ 災害応急対策車両専用・優先給油所（以下「優先給油所」という。）とは、大規模災害発生時において、災害応急対策車両に対し、専用又は優先的に燃料の供給を行う給油所とする。

エ 優先給油所の指定・責務

- ・ 県は、県石油業協同組合と協議の上、個々の給油所の同意を得てあらかじめ優先給油所を指定し、リストを作成しておく。
- ・ 優先給油所は、大規模災害に伴う停電が発生した場合においても、災害応急対策車両に継続して給油ができるよう努める。
- ・ 優先給油所は、県及び市町村と協力して、平常時から優先給油所となる旨を明示し、大規模災害時に混乱が生じないように周知を図る。

(3) 重要施設への燃料供給体制の整備

ア 重要施設の定義

重要施設とは、大規模災害発生時に、県民の生命の維持、ライフラインの迅速な復旧等を図るため、業務を継続することが必要な施設とし、次に定めるものとする。

- ① 災害拠点病院及び人工呼吸器等生命維持装置や人工透析に係る装置を継続して稼働する必要がある医療機関並びに茨城県赤十字血液センターの施設
- ② 電気、ガス、通信、上下水道等継続して通電する必要があるライフライン施設
- ③ 災害応急対策を行うために必要な県、市町村（又は一部事務組合）及び指定（地方）公共機関の庁舎等（警察、消防機関の庁舎を含む）
- ④ その他、県が、県石油業協同組合と協議の上、災害応急対策上必要と認める施設

イ 重要施設の指定・責務

- ・ 県は、大規模災害発生に備え、あらかじめ重要施設を指定するものとする。
- ・ 重要施設の管理者は、「施設情報調査票様式」（様式4）により、施設への燃料供給に必要な、給油口の形状などの設備情報等を県に提供する。
- ・ 県は、重要施設の設備情報等を取りまとめ、県石油業協同組合へ報告する。
- ・ 重要施設の管理者は、大規模災害に伴う停電が発生した場合においても、最低限3日間継続して電力を賄うことができるよう、自家発電設備を備えるとともに、十分な燃料の備蓄を行う。
- ・ 県以外の重要施設の管理者は、平常時から大規模災害時に備えた独自の燃料確保の対策を検討し、実施することとする。

ウ 小口燃料配送拠点の定義・指定

小口燃料配送拠点とは、大規模災害発生時に、重要施設へ優先的に燃料を配送供給する拠点とする。

県は、県石油業協同組合と協議の上、あらかじめ小口燃料配送拠点を指定する。

エ 石油連盟への情報提供

県は、大規模災害時に石油元売会社からの燃料供給が円滑に行われるよう、別に締結する覚書に基づき石油連盟に重要施設の設備情報等を提供する。

(4) 県民への普及啓発

県及び市町村は、大規模災害発生時における燃料供給対策が円滑に実施できるよう、平常時から県民に対し、災害応急対策車両及び重要施設への優先供給等について普及啓発を行う。

＜普及啓発内容の例＞

- ・ 災害時に応急復旧等を迅速に進めるため、災害応急対策車両及び重要施設に優先的に燃料を供給することにご理解をお願いいたします。
- ・ 災害時には、車による外出を控えるなどして、給油所に殺到することのないよう、ご協力をお願いいたします。
- ・ 災害時にも、車両を使用する必要がある方は、普段からできる限り車両の燃料を半分以上にしておくよう、ご協力をお願いいたします。 等

5 災害時における燃料対策

(1) 連絡体制の確保と情報収集

- ・ 県、市町村及び県石油業協同組合は、大規模災害発生直後、速やかにあらかじめ定めた連絡手段が使用可能な状態であるか確認し、使用不能な場合は代替措置を講じ、連絡体制を確保する。
- ・ 県石油業協同組合は、県内の給油所の被災状況や燃料の供給状況について調査を行う。
- ・ 県及び市町村は、県石油業協同組合から各給油所の被災状況、燃料供給状況及び今後の復旧見込み等の情報収集を行い、県民に広報する。

(2) 災害応急対策車両への燃料供給

ア 優先給油所の開設

- ・ 県及び市町村は、燃料が不足し、災害応急対策車両に必要な燃料の確保が困難であると判断したときは、県石油業協同組合に対し、優先給油所において災害応急対策車両への燃料供給を行うよう依頼する。
- ・ 県石油業協同組合は、県及び市町村から依頼を受けたときは、速やかに優先給油所に連絡し、優先給油所を開設する。

イ 災害応急対策車両への燃料供給

優先給油所は、災害応急対策車両に対して、次のとおり燃料供給を実施する。

(ア) 大規模災害発生直後から優先供給対象

- ① 災害応急対策車両ステッカー（第1順位）を貼り付けた車両
- ② パトカー、救急車など赤色灯付の車両
- ③ 5（2）エに定める「災害時緊急給油票」を持参した車両

(イ) 大規模災害発生後概ね4日目以降優先供給対象

上記①から③までに加え、災害応急対策車両ステッカー（第2順位）を貼り付けた車両

ウ 石油連盟への要請

県は、優先給油所において、石油元売会社からの燃料供給がひっ迫した場合など、緊急を要するときは、政府を通じて石油連盟に対し、優先給油所への燃料供給を要請する。

エ 災害時緊急給油票の発行・使用

- ・ 県及び市町村は、県外からの応援車両や応急復旧等に必要な工事・調査等を実施する車両など、あらかじめ指定することができない災害応急対策車両に対し、優先給油所において給油を行うため、「災害時緊急給油票」（様式5）を発行する。
なお、停電等により災害時緊急給油票が印刷できない事態を想定し、各機関においてあらかじめ準備しておく。
- ・ 災害時緊急給油票により給油ができる車両は、4（2）ア（ア）に定める優先順位が第1順位の車両のもの、かつ、当該車両に使用機関の名称や災害応急対策を実施する旨の表示がされており、災害応急対策車両であることが明らかなものに限る。
- ・ 災害時緊急給油票の発行者は、発行の都度、「災害時緊急給油票発行記録簿」（様式6）に記録し、適切に管理する。
- ・ 災害時緊急給油票の有効期限は、発行日から3日間とし、有効回数は、1回限りとする。
- ・ 災害時緊急給油票の発行を受けた者は、当該給油票と引換えに優先給油を受けるとし、優先給油所は、災害時緊急給油票と引換えに給油したときは、当該給油票を5年間保管しておく。

オ 災害応急対策車両の使用者等の責務

- ・ 災害応急対策車両は、大規模災害時には指定された目的でのみ車両を使用する。
- ・ 災害応急対策車両の使用者は、優先供給を受ける際は、災害応急対策車両専用ステッカーを原則として車両の側面の見やすい位置に貼り付けるものとする。
- ・ 災害応急対策車両の使用者等は、優先供給は県石油業協同組合の協力に基づき行われており、当然の権利ではないことを認識した上で燃料供給を受けるものとする。また、優先供給を受けるに当たっては、県民等から誤解を受けることのないよう、この考え方に定める事項について遵守するものとする。

カ 燃料供給を受けた場合の精算

災害応急対策車両の使用者等は、優先供給を受けた燃料の対価について、原則として、その都度精算するものとする。ただし、別途契約等により支払方法を定めているときは、この限りでない。

(3) 重要施設への燃料供給

ア 重要施設への燃料供給

(ア) 県石油業協同組合を通じた燃料供給

- ・ 重要施設の管理者は、備蓄燃料が不足し、電力等の供給が滞る可能性がある場合には、県に燃料の調達を依頼する。
- ・ 重要施設から燃料の調達依頼を受けた県は、各施設の燃料の必要数量を取りまとめ、県石油業協同組合に供給を依頼する。
- ・ 県石油業協同組合は、県からの依頼に基づき、小口燃料配送拠点を通じ、重要施設への燃料供給を行う。

(イ) 石油連盟への要請

県は、小口燃料配送拠点において、石油元売会社からの燃料供給がひっ迫した場合など、緊急を要するときは、政府を通じて石油連盟に対し、重要施設への燃料供給を要請する。

イ 重要施設の管理者の責務

重要施設の管理者は、優先供給は県石油業協同組合等の協力に基づき行われており、当然の権利ではないことを認識した上で燃料供給を受けるものとする。

ウ 燃料供給を受けた場合の精算

重要施設の管理者は、原則として、優先供給を受けた燃料の対価及び緊急運搬費等の費用について、その都度精算するものとする。ただし、別途契約等により支払方法を定めているときは、この限りでない。

(4) 県民への広報

県及び市町村は、燃料供給に関する混乱が起きないように、県民に対し、災害応急対策車両及び重要施設への燃料の優先供給状況や燃料供給の正常化の見込み等について広報を行う。

<広報内容の例>

- ・ 県民の生命の維持、ライフラインの迅速な復旧等を図るため、災害応急対策車両及び重要施設に対し、優先的に燃料を供給していること
- ・ 不要不急の自家用車での外出を自粛し、給油の機会を減らすよう努めること
- ・ 燃料供給正常化の見込みなど情報提供 等

災害応急対策車両指定報告書記入要領

1 報告機関代表者職氏名

当該報告書の報告者は、以下のとおりとする。

- ① 県の各部局庁の長
- ② 市町村長（又は一部事務組合の長）
- ③ 指定(地方)公共機関の長（又は茨城県を管轄する支部長等）
- ④ 医療機関の長
- ⑤ 「大規模災害発生時における緊急給油の考え方」で定める第2順位の災害応急対策車両を所有する法人の代表者等

※ 車両に貼り付けるステッカーの証明者名は、上記の単位で行うものとする。

2 通番

1からの通し番号を付すこと。

なお、通番は車両に貼り付けるステッカーに記載する通番と同様の番号とする。

3 種別

既に指定されている複数の災害応急対策車両の一部を変更する場合に、次の区分により選択すること。
当該機関の車両全てを更新する場合は空欄とすること。

- 新規：1つの通番に新たに車両を登録する場合
変更：1つの通番の内容を一部変更する場合
更新：有効期限の延長のみの場合
解除：1つの通番の内容を全て削除する場合

4 定義

該当する災害応急対策車両の定義を選択すること。

- 1-①：道路、河川、港湾等の応急復旧を行うため必要な車両
1-②：パトカー、救急車等赤色灯付の車両
(道路交通法第39条及び同施行令第13条に定める緊急車両に限る。)
1-③：電気、ガス、通信、上下水道等ライフラインの応急復旧を行うため必要な車両
1-④：医療機関の車両（当該医療機関名の表示があるものに限る。）
1-⑤：県及び市町村（又は一部事務組合）が災害応急対策を行うため必要な公用車
(給水車、ごみ収集車等を含む。)
1-⑥：その他、行政機関の依頼に基づき、支援物資等の運搬など災害応急対策を行うため必要な車両
2-①：訪問看護・訪問介護・訪問薬剤指導を実施するため必要な車両
2-②：薬剤等を医療機関に運搬するため必要な車両

5 指定車両情報、管理者名、管理する担当者窓口、車両の保管場所

以下のとおり記入すること。

- (1) 登録(車両)番号：車両のナンバーを記入
- (2) メーカー名・車名：車両を製造したメーカーと車名を記入
- (3) 油種：車両の油種（レギュラー・軽油・ハイオク）を記入
- (4) タンク容量：車両のタンクの容量を記入
- (5) 管理者名：車両の使用者、持ち主等を記入
- (6) 管理する担当窓口：担当窓口（課名等）、担当窓口の連絡先（電話及びFAX）を記入
- (7) 車両の保管場所：車両を保管している市町村名を記入

6 有効期限

有効期限は、無期限とし、登録車両に変更が生じた場合は、その都度速やかに報告すること。
なお、報告のない車両については緊急給油の対象としない。

7 備考

大規模災害時に当該車両を使用する用途を記入すること。